

利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る
水源地域整備事業に要する
下流受益者負担に関する変更協定書

利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する変更協定書

利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備計画（平成7年総理府告示第52号〈平成7年11月28日内閣総理大臣決定〉）の事業（以下「整備事業」という。）の事業主体である群馬県並びに、長野原町及び東吾妻町を代表する群馬県（以下「甲」という。）と水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、整備事業に要する経費の一部を負担する茨城県（以下「乙」という。）、埼玉県（以下「丙」という。）、千葉県（以下「丁」という。）、東京都（以下「戊」という。）及び群馬県（以下「己」という。）は、平成8年2月22日付けで締結した利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書（以下「協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

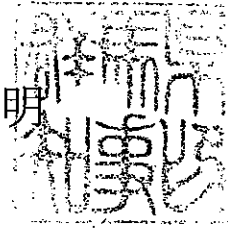
協定書第4条中「平成27年度までの21年間」を「平成31年度までの25年間」に改める。

この協定締結の証として本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 26 年 3 月 28 日

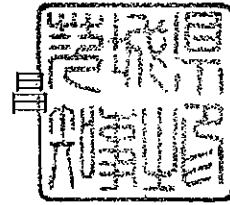
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
甲 群馬県

代表者 群馬県知事 大 澤 正 明



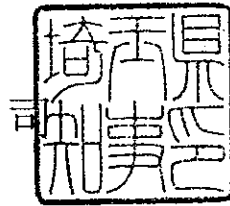
茨城県水戸市笠原町 978 番 6
乙 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本



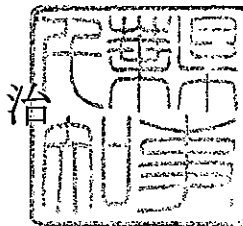
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号
丙 埼玉県

代表者 埼玉県知事 上 田 清 司



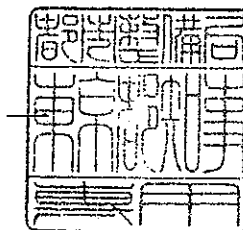
千葉県千葉市中央区市場町 1 番 1 号
丁 千葉県

代表者 千葉県知事 鈴 木 栄 治



東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
戊 東京都

代表者 東京都知事 舛 添 要 一



群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
己 群馬県

代表者 群馬県知事 大 澤 正 明

